

昭和廿貳年 十月十四日

秘

住宅営団の経営住宅の待遇について(草案) 二二〇、一〇。
住宅営団の経営住宅の処分については閉鎖機關である
住宅営団の特殊整理を促進するため、急速にこれを
行う必要があるので茲により適正迅速なる処分を
図ること。

第一 処分の根本方針

第一に優先的に居住者及び地方公共団体として極
力これを引受けしめること、一、残存するものは否以
外の第三者に賣却する。

第二 処分促進補助会の設置

住宅等処分を促進するため閉鎖機關整理委員会
内に委員会職員関係各省代表(戦災復興院大藏
省等)不動産評価等に経験ある者居住者地方公
共同体等の代表者を構成員とする住宅処分促進
補助会を設け処分に関する具体的方針及び処分

条件の決定譲渡の交渉等処分促進に關し必要な
る事項を処理せしめる。

第三 譲渡の條件

一、居住者に対する譲渡

(1) 経営住宅の居住者又はその団体が住宅の譲受け
を希望する者には可及的買取可能な適正価格で
優先的に譲渡をなすこと。

(2) 居住者の住宅購入を容易ならしめるため次の措置を
講ずること。

(1) 自己資金で購入する者に対し封鎖預金の金額
引出を認めること。

(2) 購入資金の借入れを要する者には政府に於て極力
融資を斡旋すること。

ニ 地方公共団体に對する譲渡

(1) 譲渡資産

賃貸住宅等既分譲住宅及びその敷地附属施設とする

(2) 譲渡の條件

(1) 譲渡資産の対價は公共団体の引受を容易ならしめるよう、適正價格を決定すること

(2) 譲渡資産の対價の支拂は委員會に對する地方債の公付によつてこれを行ふことが出来ること

(3) 譲渡資産の対價の支拂に要する資金及び住宅の築造等に直して行ふに必要な資金は全額起債を認めること

第四 處理手續

處理の迅速を期するに次の日程により行ふこと

(1) 本案決定の日より三十日以内に譲渡に必要な條件の大綱の決定並びに居住者及び地方公共団体に對する周知徹底を図る

裏面白紙

(二) 居住者及地方公共団体に対する譲渡は、住宅の評価譲受条件の交渉、地方公共団体に於ける地方議会の承認手続等に要する期間を含めて九十日以内に契約を完了することとし、且地方議会開会の月より都合等により多少の延期を認めること。

(三) ~~本~~により居住者又は地方公共団体の引受けない住宅については前号による期間終了後三十日以内に三者へ債権者を含むに売却すること。

(四) 譲渡資産の対価の支拂の時期及び方法は、個々の事業につき譲渡の際具体的に決定することとするが、状況により一年程度の延拂を認めること。

備考

(一) 居住者及地方公共団体に対する処分を円滑に行うため、三者に対する賣却については交渉上特に必要ある場合を除き之を公表しないこと。

(二) 本案により処分し得なかつた残存住宅の処分については別途研究すること。

秘

住宅営園の経営住宅の措置について(案)

昭和廿二年

三月廿日

戦災復興院

住宅営園の経営住宅の処分については閉鎖後
園である住宅営園の特殊整理を促進するため
急速にこれを進行し必要があるがその処分は營
つてはこれら住宅が庶民住宅である為公共の
福祉を考慮して行はなければならぬので左
によりこれを処分を促進を図るものとする。

第一處分の根本方針

政府は閉鎖機關整理委員会と協力して第一に優
先的に居住者及地方公共團に対しその譲渡可能
な條件を提示して極力これを引受けしむること、
し残存するものは右以外の第三者に賣却し右によ

り処分不能の住宅は政府においてこれを引受けらるも
つとする

第二 處分促進協議会の設置

住宅等の処分を促進するたため閉鎖機關整理委員会、
係各省(戦災復興院、文藝省等)債権者、居住者、地方公共
團體等の代表者を以て構成員とする住宅処分促進
協議会を設け處分に関する具体的方針及び處分條
件の決定、譲渡の交渉等處分促進に關して必要な
事項を處理せしむる

第三 譲渡の條件

一、居住者に対する譲渡

一) 経営住宅の居住者又はその團體で住宅譲受けを希望
する者には可及的買取可能な價格で優先的に譲渡
をなすこと。

二) 居住者の住宅購入を容易ならしめる為次の措置を講ずること。
一) 自己資金で購入するものには封鎖預金の金額引出を
認めること。

(四) 購入資金の借入れを要する者には政府
に於いて極力融資を斡旋すること
ニ地方公共団体に対する譲渡

(1) 譲渡資産

賃貸住宅等賦分譲住宅及びその敷地附属
施設とする

(2) 譲渡の條件

(イ) 譲渡資産の対価は公共団体の引受を容易
ならしめるよう、その住宅の経営不可能
な程度に定めることを旨とし、経営の現
況、建物の程度、維持保存の良否、緊急
修理の要否、家賃賦金の額、経費收支の
現状等を勘案して再評価の上決定するも
のとしてでざるだけ條件を緩和すること

(ロ) 譲渡資産の対価の支払は委員会に對
する地方債の交付によつてこれを履行
することとせざることを

(ハ) 前号の交付債の利率及び償還期間は
家賃賦金の算出基準を勘案して定め
ること

(ニ) 移管資産の対価の支払に要する資金
及び住宅の緊急手直しにを行うに必要
な資金は金額起債を認めること

第四処理手続

処理の迅速を期するため次の日程により
行うこと
(一) 本案決定の日より三十日以内に譲渡に
必要なる条件の大綱の決定並びに居住
者及び地方公共団体に対する周知徹底を
図ること

(二) 居住者及地方公共団体に對する譲渡は居住者の
購入資金の調達、地方公共団体の住宅の評價
譲渡條件の交渉、地方議会の承認、譲渡の支拂
に要する期間を含め九十日以内で完了する
ものとする。且し地方議会の議決の都合により
多少の延期を認めらるること

(三) 右より居住者又は地方公共団体の引受けの
住宅については前号による期間修了後三十日
以内におも三書に費却し、以金の支拂を完了す
ること

(四) 以上より処分系簿の住宅等については、至らぬ
交付公債を以て引取ること

備考

居住者及地方公共団体に對する処分を円滑にす
るためによりること

(一) おも三書に對する費却については交渉上持て必要
ある場合を除く之を公表し、ないこと

(二) 政府引受けに關する不償については、絶對に公表
しないこと